

(案)

第5次地域管理経営計画書
第5次国有林野施業実施計画書

(北薩森林計画区)

計画期間

自 平成27年4月 1日

至 平成32年3月31日

九州森林管理局

(案)

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(北薩森林計画区)

計画期間

自 平成 2 7 年 4 月 1 日

至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

九 州 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

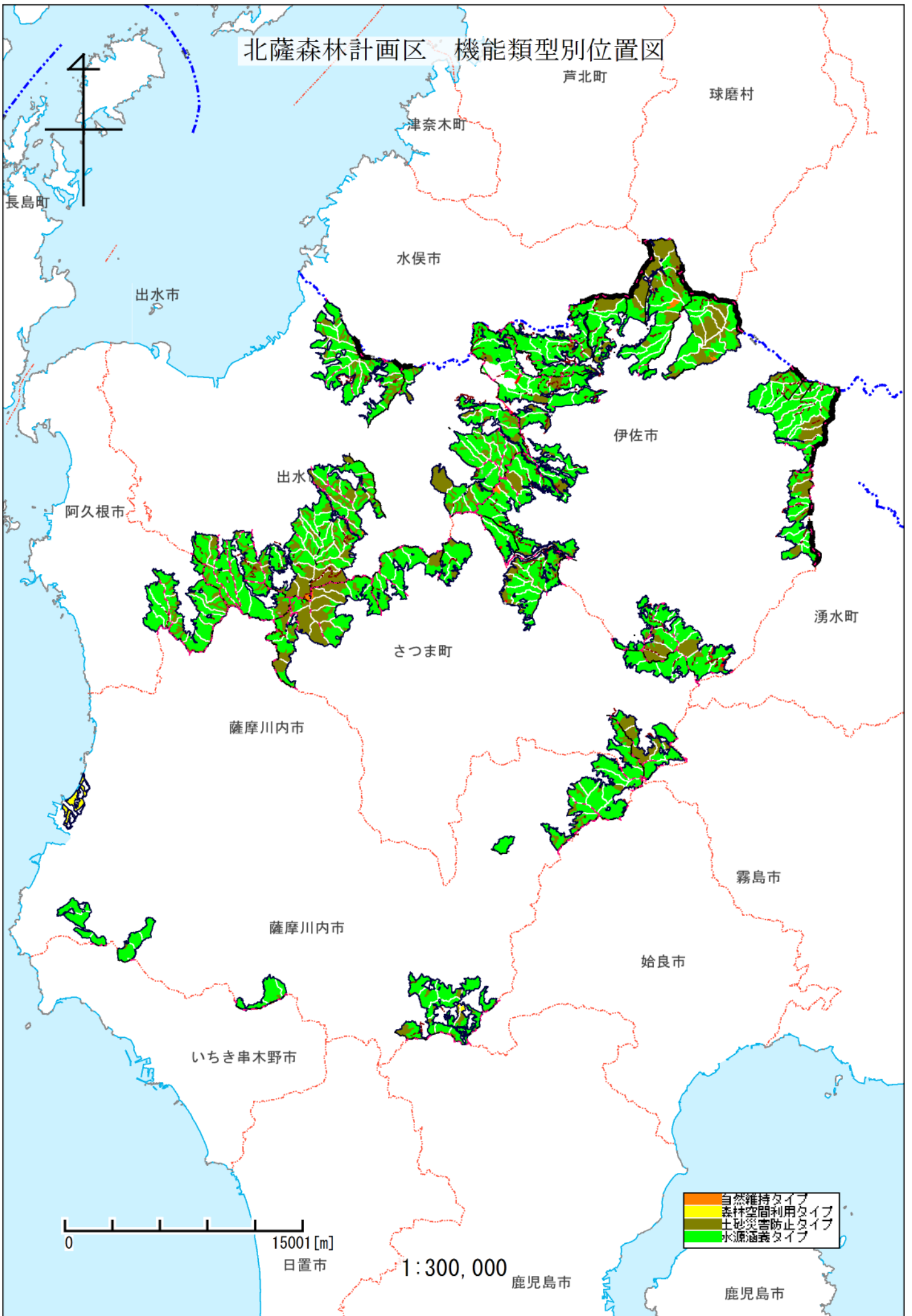
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、同法第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の北薩森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、北薩森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。

北薩森林計画区 機能類型別位置図



目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	4
③	持続可能な森林経営の実施方向	5
④	政策課題への対応	6
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	6
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	7
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他 自然維持タイプに関する事項	8
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	8
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	8
⑤	水源涵養 ^{かん} タイプにおける管理経営の指針その他 水源涵養 ^{かん} タイプに関する事項	9
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	9
①	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	9
②	林業事業体の育成	9
③	民有林と連携した施業の推進	9
④	森林・林業技術者等の育成	10
⑤	林業の低コスト化等に向けた技術開発	10
⑥	その他	10
(4)	主要事業の実施に関する事項	10
①	伐採総量	10
②	更新総量	10
③	保育総量	11
④	林道の開設及び改良の総量	11
(5)	その他必要な事項	11
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	11
(1)	巡視に関する事項	11
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	11
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	11
(4)	その他必要な事項	12
3	林産物の供給に関する事項	12
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	12
(2)	その他必要な事項	13

4	国有林野の活用に関する事項	1 3
	(1) 国有林野の活用の推進方針	1 3
	(2) 国有林野の活用の具体的手法	1 3
	(3) その他必要な事項	1 3
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 3
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 4
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 4
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1 4
	(1) 国民参加の森林に関する事項	1 4
	(2) 分収林に関する事項	1 4
	(3) その他必要な事項	1 4
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 4
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 4
	(2) 地域の振興に関する事項	1 5
	(3) その他必要な事項	1 5

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、北薩森林計画区を管轄区域とする国有林野32,053ha（不要存置林野212haを含む。）であり、大部分が川内川本流及びその各支流の上流域に、一部が米ノ津川や高尾野川等の中小河川の上流部に位置する。北は熊本県境に接する区域、東は熊本県、宮崎県の三方境から始良森林計画区に接する区域、南は南薩森林計画区に接する区域及び紫尾山(1,067m)を中心とする標高500m以上の山々からなる区域である。

森林の現況は人工林を主体とした育成林が22,825ha（育成単層林22,188ha、育成複層林637ha）、天然生林が7,983haとなっており、主な樹種としては、針葉樹では、スギ、ヒノキ、広葉樹ではカシ、シイ等となっている。また、林相別に見ると針葉樹が18,867ha、針広混交林が3,593ha、広葉樹林が8,348haとなっている

また、本計画区は、紫尾山、十層国有林等に残存する天然林地帯を中心に、保健休養の場等として多くの人に利用されている。また、森林資源を利用した木材加工業等も地域の重要な産業である。

このため、本計画では、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くこととする。また、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 矢筈・郷田山地区（1001～1022林班）

本計画区の北部に位置し、熊本県境の矢筈岳(687m)から東平、郷田山にかけての地区である。矢筈岳周辺は急峻な地形を呈しているが、標高200～600mと比較的低く丘陵性地形が多い。

矢筈岳山頂周辺及び1016～1018、1021～1022林班の一部は、地形、地質等から山地災害防止機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

また、その他の丘陵性地形の多い区域については、スギ、ヒノキ等の人工林が多いことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

イ 大川内、羽月、鶴田地区（41～49、100～101、1028～1046、2001～2016林班）

本計画区の中心よりやや北東部に位置し、米ノ津川、広瀬川、馬渡川、白木川等の上流部及び鶴田ダムに接する地域で、標高200～500mの地点にある。地形は全般的に褶曲が多く丘陵状を呈しているが、中腹以上はやや急峻な斜面もある。

羽月地区及び鶴田地区は鶴田ダムの集水域にあり、大半の林分は水源地として水源涵^{かん}

養機能の発揮が期待されることから「水源涵養^{かん}タイプ」に区分し、一部、生育の良好なスギ、ヒノキ林分については、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給^{かん}に努めることとする。

また、大川内地区は丘陵状地形を呈しており、生育が良好なスギ、ヒノキ林が主体をなしていることから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給^{かん}に努めることとする。

なお、冷水国有林の一部には、シダ類（サツマシダ）の保護を目的とした冷水植物群落保護林並びにイチイガシ、アカガシ、シラカシ、イスノキ、ツブラジイ及びタブノキの遺伝資源の保存を目的とした冷水林木遺伝資源保存林が設定されており、自然環境の保全に係る機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

ウ 山野地区（2017～2071林班）

本計画区の北部、川内川の支流である平出水川、羽月川、井立田川、小川内川、山野川、十層川及び牛尾川の上流域に位置し、標高300～900mの地点にある。地形は全般的に丘陵状を呈した緩斜面であるが、中腹以上は急峻な斜面もある。一部は集落の水源林となっており、山地災害防止機能及び水源涵養^{かん}機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養^{かん}タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

また、十層国有林の一部には、十層郷土の森の設定等がなされており、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

エ 大口、前目地区（3024～3029、2072～2085、2089～2091、2093、2095～2098林班）

本計画区の東部、川内川の支流である青木川、市山川、重留川の上流域及び球磨川支流の上流域に位置し、標高300～900mの地点にある。全般的に丘陵状の緩傾斜な地形が多いが、一部、団地状の急峻な地形である。山地災害防止機能及び伊佐市の水源林として水源涵養^{かん}機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養^{かん}タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

また、比較的傾斜の緩やかな地形を有する3024～3029林班については、スギ、ヒノキ人工林の生育が良好なことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給^{かん}に努めることとする。

オ 黒木、永野、本城地区（50～76、78、2100～2112林班）

本計画区の中央東部、川内川の支流である穴川、南方川、久富川、針持川、川間川等の上流域に位置し、標高200～700mの地点にある。地形は局所的に急傾斜地があるが、全般的には緩傾斜地である。スギ、ヒノキの人工林が多く、成長は概ね良好である。

下流域には住宅や田畑があり、山地災害防止機能及び水源涵養^{かん}機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養^{かん}タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

また、比較的傾斜の緩やかな地形を有する一部のスギ、ヒノキ等の人工林は、生育も良好なことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給^{かん}に努めることとする。

カ 入来地区（79～90林班）

本計画区の南東部、川内川の支流である樋脇川、戸板野川等の上流域に位置し、標高300～700mの地点にあり、地形は全般的に緩傾斜地である。スギ、ヒノキの人工林が多く、成長は概ね良好である。

下流域には住民の住宅や田畑があり、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

また、比較的傾斜の緩やかな地形を有する一部のスギ、ヒノキ等の人工林は、生育も良好なことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

さらに、西八重山国有林の一部は、地元住民の憩いの場として活用され、保健文化機能の発揮が期待されることから「森林空間利用タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

キ 川内地区（8～11、13～15、91～93、99林班）

本計画区の南部に位置し、川内市に接した里山であり、地形は全般的に緩傾斜地である。集落に近い林分については、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

また、一部のスギ、ヒノキ人工林は、生育が良好なことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

さらに、海岸線沿いに位置する唐山国有林については、保健文化機能及び自然環境の保全に係る機能の発揮が期待されることから「森林空間利用タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

ク 高尾野、野田、阿久根地区（1085～1111林班）

本計画区の西部、高尾野川、野田川、高松川及び山下川の上流域に位置し、標高200～700mの地点にあり、スギ、ヒノキの人工林が多い。全般的に地形は褶曲が多く複雑で比較的急傾斜地である。

本地区の広い地域で、生活用水及び農業用水の水源として利用され、中でも高尾野川及び高松川の上流域に位置する区域は、下流域に広がる集落の重要な水源地であり、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

また、比較的傾斜が緩やかな地形を有する一部のスギ、ヒノキ人工林は、生育も良好なことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

ケ 紫尾山周辺地区（16～40、1047～1084林班）

本計画区のほぼ中央に位置し、紫尾山(1,067m)を中心とした標高300～1,000mの地点にある。紫尾山山頂部付近はモミ、ブナ、シデ等の温帯性樹種で占められる天然林で、その下部は大部分がスギ、ヒノキの人工林で生長は良好である。全般的に峻険な山岳地形の平

衡、下降斜面の急傾斜地が多い。下流域では農業が盛んでその水源林となっており、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

また、比較的傾斜の緩やかな地形を有する一部のスギ、ヒノキ人工林は、生育も良好なことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

さらに、紫尾山山頂付近の天然林は紫尾山林木遺伝資源保存林が設定されているとともに、近くにはヒノタニシダの保護を図ることを目的として樋ノ谷植物群落保護林が設定されているなど、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分し管理経営を行うこととする。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、北薩森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は31,841haで九州森林管理局管内国有林総面積の6%を占めている。

蓄積は9,167千m³で九州森林管理局総蓄積の7%を占めている。また、人工林面積は22,172haで人工林率は72%となっている。

森林の種類は、普通林が2,931 haで9%を占めており、制限林が28,910 haで91%となっている。なお、制限林の殆どが保安林であり、その内水源かん養保安林が99%を占めている。保安林以外の制限林は、砂防指定地である。

北薩森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、m³)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	22,172	8,636	1,033	31,841
蓄 積	7,510,332	1,653,766	2,789	9,166,887

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、分収林の契約延長等により計画量を下回る結果となり、造林面積も計画量を下回った。

林道等の開設又は拡張に関して、林道の開設については優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。林道の改良については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

主要施策に係る計画量と実行量

項目	計 画	実 行
伐採立木材積	1,380,000 m ³	772,766 m ³
主伐	313,000 m ³	175,983 m ³
間伐	1,067,000 m ³	596,783 m ³
造林面積	516 ha	181 ha
人工造林	408 ha	137 ha
天然更新	108 ha	44 ha
林道等の開設又は 拡張	開設：34.5km 拡張：35箇所	開設：34.2km 拡張：34 箇所

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多 様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
II 森林生 態系の生産 力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
III 森林生 態系の健全 性と活力の 維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。

<p>IV 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球の炭素循環への森林の寄与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
<p>VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、森林・林業の再生に向けた取組としては、林業事業者等への計画的な事業の発注による安定的・計画的な木材の供給、森林総合監理士等の活用による民有林行政支援、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等に取り組んでいるところである。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象災害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	6,115	6,115	—

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	81	55

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	172	—

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	—

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	25,473

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、北薩流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

林業事業体等と連携し、低コストで効率的な施業を展開するとともに、これに関する研修会の開催等を通じ、民有林に対する低コストで効率的な施業の普及に努める。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

森林共同施業団地の概況

箇 所 数	面 積 (ha)	
	国 有 林	民 有 林
1	6,920	2,460

④ 森林・林業技術者等の育成

事業の発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努める。

⑥ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（紫尾山ブナ林を自然再生する取組の推進及び関係機関と連携した野生鳥獣被害対策の実施等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、主伐とその後の再生林にも取り組み、混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業者の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	600,000	780,000 (5,838)	1,380,000
前 計 画	313,000	1,067,000 (10,175)	1,380,000

注：（ ）は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	952	130	1,082
前 計 画	408	108	516

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	1,861	73	136	151	39
前 計 画	570	82	247	—	21

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	34	24,778	34	7,263

(5) その他必要な事項

特になし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には、保健休養を目的とした森林への入込みや山菜採りでの利用者が多く、入り込み者は増加の一途をたどっている。特に、春期は山菜採りと乾燥期のシーズンと重なり、山火事発生の危険が増大している。

このため、地元市町村等関係機関との連携を密にして標識類の整備、山火事防止の宣伝、普及活動、森林火災訓練等に努めるとともに、森林保全巡視を強化し、山火事等の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体等との連携の強化を図り防止に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとと

もに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
林木遺伝資源保存林	2	4 5
植物群落保護林	2	5
郷 土 の 森	1	6
総 数	5	5 5

注：四捨五入の関係で総数は一致しない。

② 緑の回廊

名 称	延長(km)	面積(ha)
該当なし		

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源涵養^{かん}の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ニホンジカなどの野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や被害対策、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進することとする。

さらに、台風など自然の脅威^{かん}にさらされている地域であることから、事業実行に当たっては水源の涵養、山地災害の防止、景観の保持等に十分に配慮することとする。

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材については、地域における木材の安定供給体制の整備等が図られるよう、木材価格、需給動向を踏まえ計画的な供給に努めることとする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国

産材の需要・販路の拡大に努めることとする。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

特に本計画区は、都市部から比較的近く、地元市町に多くの温泉があり、道路網も整備されていることから、本計画区の国有林野は、ハイキング、登山、釣り等保健休養の場として広く利用されており、これらに係る県、地元市町等による国有林の活用に対しては、地域振興の観点から、積極的に応えていくこととする。

また、本計画区の国有林野は下流域の住民の水がめとしての役割を果たしており、水源の^{かん}涵養を目的とした住民参加の森林づくりを積極的に推進することとする。

さらに、本計画区内では、主要な幹線道路の整備が進められており、道路整備が着実に図られるよう、地域振興の観点から、道路用地としての国有林野の活用を推進することとする。

レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積(ha)
該 当 な し		

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用にあたり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等によることとする。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用することとする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、水源の^{かん}涵養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進することとする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着やコンテナ苗植栽の推進等による低コスト造林の導入・定着、普及を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル

林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。
また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行うこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

特になし。

(案)

第5次国有林野施業実施計画書

(北薩森林計画区)

計画期間

自 平成27年4月 1日

至 平成32年3月31日

九州森林管理局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養 ^{かん} タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養 ^{かん} タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	2
	(5) 更新総量	3
	(6) 保育総量	3
3	林道の整備に関する事項	4
4	治山に関する事項	7
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	7
	(1) 保護林の名称及び区域	7
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	8
6	レクリエーションの森の名称及び区域	8
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	8
8	その他必要な事項	8
	(1) 施業指標林、試験地等	8
	(2) フィールドの提供	9
	(3) その他	9
	(4) 森林共同施業団地	9

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養^{かん}タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	3,833.85	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	3,725.07	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	11,474.31	同上	80～120
	アカマツ長伐期	27.32	同上	80
	ケヤキ長伐期	16.90	同上	150
	その他人工林	126.34	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	1,402.67	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	138.01	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林	18.93	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐を行う	60上
	天然林長伐期	473.72	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	3,312.47	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	213.84	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
	施業群設定外	—		
合計	24,763.43			

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	273
スギ長伐期	186
ヒノキ長伐期	478
アカマツ長伐期	1
その他人工林	10
保護樹帯	116
スギ・ヒノキ複層林	13
天然林	1
天然林長伐期	23
天然林広葉樹	473
しいたけ原木	71

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区分	林地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ	12,605	61,383 (506)	73,988				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	48 (1)	48				
快適環境形成タイプ	—	—	—				
水源涵養タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	501,519	3,752	505,271			
	スギ長伐期	7,193	176,387	183,580			
	ヒノキ長伐期	897	500,980	501,877			
	その他人工林	1,407	1,229	2,636			
	保護樹帯	—	115	115			
	スギ・ヒノキ複層林	10,378	—	10,378			
	天然広葉樹	13,193	—	13,193			
	しいたけ原木	9,615	—	9,615			
計	544,202	682,463 (5,331)	1,226,665				
合計	556,807	743,894 (5,838)	1,300,701	79,299	1,380,000	—	1,380,000
年平均	111,361	148,779 (1,168)	260,140	15,860	276,000	—	276,000

注 () は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位 : m3)

市町村名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
阿久根市	28,792	39,951	68,743				
出水市	130,814	238,064	368,878				
薩摩川内市	49,612	116,113	165,725				
伊佐市	256,839	274,704	531,543				
さつま町	90,750	75,062	165,812				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
人工造林	単層林成	23.65	—	—	—	849.78	873.43
	複層林成	7.41	—	—	—	71.21	78.62
	計	31.06	—	—	—	920.99	952.05
天然更新	天然下種 第1類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第2類	—	—	—	—	50.05	50.05
	ぼう芽	—	—	—	—	79.42	79.42
	計	—	—	—	—	129.47	129.47
合 計		31.06	—	—	—	1,050.46	1,081.52

(6) 保育総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下刈	32.82	—	—	—	1,828.52	1,861.34
	つる切	—	—	—	—	73.25	73.25
	除伐	1.12	—	—	—	134.51	135.63
	枝打	—	—	—	—	151.44	151.44
	ぼう芽整理	—	—	—	—	39.37	39.37
	計	33.94	—	—	—	2,227.09	2,261.03

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	開 設	寄田山 9 林道	9	500	
		長尾 9 2 林道	91, 92	600	
		西八重山 8 5 林道	85, 87	750	
		大川内 3 1 林道	31	400	
		犬ヶ八重 3 4 林道	32, 33	1, 000	
		平江河内 3 8 林道	38	400	
		平江河内 3 9 林道	38, 39	400	
		平江河内 4 0 林道	40	450	
		田平 5 6 林道	56	500	
		中嶽 5 8 林道	58, 59	600	
		白猿 6 2 林道	57, 62	1, 000	
		白猿 6 3 林道	63	1, 000	
		東尾鹿倉 6 7 林道	66, 67	1, 000	
		川平 7 4 林道	74	700	
		矢筈 1 0 0 1 林道	1001, 1002	800	
		矢筈 1 0 0 3 林道	1003	200	
		矢筈 1 0 0 8 林道	1011, 1012	517	
		東平 1 0 1 6 林道	1016, 1021, 1022	500	
		第一相川 1 0 2 9 林道	1029, 1030, 1031, 1032	600	
		紫尾山 1 0 5 8 林道	1058, 1062, 1081	1, 000	
		流合林道 (出水側)	1072, 1073, 1075	1, 500	
		日添 1 0 8 8 林道	1087, 1088	800	
		熊鹿倉 1 1 1 1 林道	1110, 1111	920	
猩々 2 0 2 2 林道	2020, 2021, 2022	500			

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
その他	開設	猩々2029林道	2028, 2029	600	
		鬼神2038林道	2037, 2038	1,000	
		布計2045林道	2042, 2043, 2045	1,000	
		布計2052林道	2052, 2053	900	
		布計2057林道	2058	941	
		間根ヶ平2076林道	2075, 2076, 2077, 3026	1,000	
		間根ヶ平3029林道	3028, 3029	500	
		蟹ヶ迫2084林道	2084	400	
		岩坪2100林道	2100, 2101, 2102	800	
		岩坪2104林道	2103, 2104	1,000	
基幹	改良	寄田林道	9	200	舗装
		宇都塚林道	19, 20, 23, 24	300	舗装
		中櫓林道	59, 60	300	舗装
		東平林道	1018	200	舗装
		樋ノ谷林道	1050	13	永久橋化
		流合林道	1063, 1069	400	舗装
		白木川内林道	1044, 1045	300	舗装
		岳山林道	1094, 1095, 1096	300	舗装
		岳山林道第一支線	1097	300	舗装
		池ノ段林道	1102	100	舗装
		西山神林道	2008, 2009	300	舗装
		芳ヶ野林道	2034, 2035	300	舗装
		荒平林道	2038	200	舗装
		櫓谷林道	2041, 2042, 2047	200	舗装

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	改良	布計林道	2052, 2053, 2054	300	舗装
		十層林道	2063, 2064, 2065	200	舗装
		間根ヶ平林道	2072, 2073, 2076	300	舗装
		大塚林道	3024, 3025, 3027	300	舗装
		菱刈林道蟹ヶ迫支線	2084, 2085	100	舗装
		柳野林道	2012, 2013, 2014	200	舗装
その他	改良	杉ヶ峰林道	91, 92	200	舗装
		長尾林道	92	200	舗装
		大平林道	55	300	舗装
		北川林道	51	100	舗装
		黒木林道	73	200	舗装
		中坪林道	1008	200	舗装
		樋ノ谷林道山手支線	1047	100	舗装
		川頭林道	1085, 1086, 1087	200	舗装
		田代鹿倉林道	1108	200	舗装
		熊鹿倉林道	1109, 1110	50	舗装
		椎ノ木林道	2009, 2010	300	舗装
		長峰林道	2068, 2069, 2070	200	舗装
		青木林道	2077	100	舗装
		大谷林道	2109	100	舗装
計	開設			24,778	34 路線
	改良			7,263	34 箇所

4 治山に関する事項

位置 (林班)	区分	工種	計画量 (箇所数又は面積)
10, 17, 18, 20, 21, 24, 31, 33~36, 39~44, 47, 48, 66, 68, 74~76, 79~81, 83, 85~88, 90, 93, 99, 1001~1009, 1012~1014, 1016~1018, 1021, 1022, 1028, 1029, 1031~1034, 1036, 1039, 1042, 1044~1047, 1049~1054, 1057~1063, 1066, 1067, 1069, 1072~1075, 1077, 1079, 1084, 1086~1090, 1092~1098, 1100~1102, 1104~1107, 1109, 1111, 2001, 2005~2010, 2012~2039, 2041~2045, 2047~2055, 2058, 2061~2071, 2075~2082, 2084, 2085, 2089~2091, 2095, 2098, 2100~2105, 2109~2012, 3024, 3026, 3027, 3029	保安林整備	本数調整伐	2,429 ha
25, 36~38, 40, 42, 45, 48, 53, 68, 1006, 1012, 1037~1042, 1044, 1046, 1058, 1059, 1063, 1068, 1072, 1082, 1089, 1095, 2004, 2008, 2010, 2043, 2047, 2059, 2068, 2070, 2073, 2076, 2078, 2080, 2109	保全施設	溪間工	42 箇所
1037, 1040, 1042, 1058, 1059, 1087	保全施設	山腹工	13 箇所
99	保全施設	その他	2 箇所
計	保安林整備		2,429 ha
	保全施設		57 箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
保 存 林	冷水	既設	13.10	2005そ	イチイガシ、アカガシ、シラカシ、イスノキ、ツブラジイ、タブノキの遺伝資源の保存林
	紫尾山	既設	32.11	27か、1081た	ブナ、アカガシ、ウラジロガシ、アカシデ、モミの遺伝資源の保存林
植 物 群 落 保 護 林	冷水	既設	1.25	2003よ	シダ類の「サツマシダ」の保護
	樋ノ谷	既設	3.27	1057は1	シダ類の「ヒノタニシダ」の保護
の 郷 土 森	十層	既設	5.58	2070そ	エドヒガンザクラの保護

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名 称	新設・既設	延長 (km)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名 称	新設 既設	面積 (ha)	位 置 (林小班)	選定理由	施業方法	既存施設の概要	施設整備	備考
該当なし									

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)	面 積 (ha)	森林施業の種類	林道の開設等	設定年及び有効期間	備考
該当なし	民					
	国					

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定年度	面積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
試 験 地	鬼神収穫試験地	S42	1.17	2039み	ヒノキ
	常緑広葉樹林孤立林分試験地	H12	3.43	2039ん	
	ヒノキ挿し木クローンの実証林	H16	0.30	2075と4	ヒノキ
次 代 検 定 林	九熊本第71号	S54	1.50	1022た7	一般 (スギ)
	九熊本第23号 (第1試験地)	S47	0.72	13ほ1	地域格差(スギ)
	九熊本第23号 (第2試験地)	S47	0.72	28に	地域格差(スギ)
	九熊本第23号 (第3試験地)	S47	0.72	74に3	地域格差(スギ)
	九熊本第11号	S45	1.50	2061つ1	遺伝 (ヒノキ)
	九熊本第38号	S49	1.50	2102ふ2	遺伝 (スギ)
	九熊本第31号	S48	1.50	1028い1	遺伝 (スギ)
	九熊本第116号	H 3	1.00	2091ち	育種 (ヒノキ)
	スギ大口署字猩々第1号	S45	2.79	2019つ	交雑 (スギ)
遺 伝 子 保 存 林	出水署ヤクスギ	S35	0.40	1039ろ	ヤクスギ

種類	名称	設定年度	面積 (ha)	位置 (林小班)	備考
展示林	品種別	S42	2.00	1064そ	スギ
	品種別	S44	2.20	2056ぬ	スギ
	品種別	S44	2.00	3026ほ	スギ
	伊佐ヒノキ展示林	S61	1.09	2051は	ヒノキ
森林施業モデル林	鶴田町水源涵養 ^{かん} モデル林	H12	1.30	42へ2	ヒノキ
施業指標林	天然林施業指標林	S61	1.94	2010な	アカガシ、シラカシ、タブ
	複層林施業指標林	S63	0.86	2061な1	スギ、ヒノキ
	間伐施業指標林	S61	4.00	1088れ1	ヒノキ

(2) フィールドの提供

対象地 (林小班)	設定の目的	備考
該当なし		

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位置 (林小班)	面積 (ha)	施業方法
82い～は、と2、83ろ、99い～わ、2061の	162.72	天然生林へ導くための施業
82に～へ、と1、83い、99る1、わ1	6.16	育成複層林へ導くための施業
1081イ～ニ、へ～チ、2069イ	2.85	林地以外の土地

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

(4) 森林共同施業団地

名称	対象地 (林小班)	面積 (ha)	連携した施業の内容	備考
出水地域森林整備推進協	民	2,460	路網の整備 間伐の方法 間伐材の販売等	
	国	6,920		

